

認定コミュニティ活動状況資料

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～10
委員名簿	11

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	12～18
当該年度の活動計画書及び収支予算	19～22

【参考資料】 広報紙

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

茅ヶ崎南地区は、6の自治会で構成され、それらの自治会を中心に社会福祉、青少年育成、市民安全、地域振興、生活環境といった様々な分野で多くの団体が活動し、地域生活を支えています。

茅ヶ崎市の玄関口である茅ヶ崎駅からサザンビーチまでの間に様々な商店が集まり、昔から住んでいる住民や新たにこの地域で生活を始めた住民が入り混じる茅ヶ崎南地区が地域コミュニティを維持、向上させていくためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならないことから、新たな地域コミュニティの形成を図ることとしました。

茅ヶ崎南地区を活力ある持続可能な地域としていくため、地域に関わる者や各団体と市が、それぞれの責任の下で役割を担い、日常の課題を解決する環境づくりを進めることで、地域における支え合いを再構築し、自助・共助のまちづくりを進めることとします。

認定審査基準確認表

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R.4年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第1条に市が定める茅ヶ崎南地区を協議会の活動区域とする規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図13」と規約第1条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「茅ヶ崎南地区内に所在地を有する自治会長」が委員である規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」とおり6自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（4）に規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎南地区社会福祉協議会 ・茅ヶ崎南地区民生委員児童委員協議会 ・地域包括支援センター・福祉相談室つむぎ ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎南地区体育振興会 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会 ・茅ヶ崎小学校区ふれあいプラザ運営委員会	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第5条（2）～（4）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（12）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書の内容が適切か。		
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第5条（12）に公募により認められた者を委員とする規定あり。 規約第18条（2）に部会の設置に関する規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	全ての個人の参加に関する調書の内容が適切か。		
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
	民主的な運営に関する調書の内容が適切か。		
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第3条に目的、第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に主たる事務所の所在地、第9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。	規約第3条に営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れる。	・申請時と同様で変更無し。
	申請書類から、前項の事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 規約

(名称及び組織)

第1条 この会は、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会（以下「協議会」）と称し、市が定める区域内（以下「茅ヶ崎南地区」）に居住する市民および区域内で活動する各種団体を組織する。

2 協議会の設立年月日は平成29年4月1日とする。

(所在地)

第2条 協議会の所在地は、高砂コミュニティセンター（茅ヶ崎市中海岸一丁目2番42号）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、「地域住民主体の市政」「地域住民の生きがいづくり」「自助・共助のまちづくり」「協議の場」「まちの力の醸成」「自己実現の場を創造する」等のため、地域における課題解決、住みよい地域社会の構築を目指し、地域住民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

2 協議会は、高砂コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茅ヶ崎南地区の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2) 高砂コミュニティセンターの管理運営に関する事業
- (3) 茅ヶ崎南地区住民の福祉に寄与する事業
- (4) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (5) 高齢者及び障がい者福祉に関する事業
- (6) 環境に関する事業
- (7) 防災に関する事業
- (8) 交通安全及び防犯に関する事業
- (9) 茅ヶ崎南地区の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関する事
- (10) 隣接する地区との情報交換に関する事
- (11) 茅ヶ崎南地区の発展に寄与する事業
- (12) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関する事

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げるもので構成し、委員の数は35名以内とする。

- (1) 茅ヶ崎南地区内に所在地を有する自治会長

- (2) 地域福祉全般に関する地域団体の代表
 - (3) 健康・スポーツに関する地域団体の代表
 - (4) 青少年育成等に関する地域団体の代表
 - (5) 安全・防犯に関する地域団体の代表
 - (6) 防災に関する地域団体の代表
 - (7) 生活環境に関する団体の代表
 - (8) 地域住民の交流・絆づくりを進める地域団体の代表
 - (9) 文化・生涯学習に関する地域団体の代表
 - (10) 地域振興分野に関する団体の代表
 - (11) 協議会が推薦する者
 - (12) 公募により認められた者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 協議会に相談役として若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問には、茅ヶ崎南地区内に居住地をもつ者から役員会が推薦し、総会で承認を得た者を置く。
- 3 顧問は会長が必要と認めたとき、会議に出席することができる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 書記 | 1名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 部会長 | 部会数 |
| (7) 監事 | 2名 |
- 2 前項の役員は総会において委員の中から互選により選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐すると共に協議会の業務を分担する。会長に事故がある時には、その職務を代理する。(あらかじめ定められた順位による。)
- (3) 事務局長は、協議会の事務等を処理すると共に事務局を統括する。
- (4) 書記は、事務局長を補佐し会議等の記録をとる。
- (5) 会計は、協議会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (6) 部会長は、部会運営を担当する。
- (7) 監事は、協議会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行に不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求することができる。

(会 議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会、役員会、及び部会とする。

- 2 部会を除く会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会・運営委員会にあっては委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 3 部会を除く会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会を除く会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議決の経過の概要及びその結果

(総会の構成)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第7項の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) 高砂コミュニティセンターの事業報告及び決算に関すること
 - (4) 高砂コミュニティセンターの事業計画及び予算に関すること
 - (5) 役員を選任及び解任に関すること
 - (6) 規約の制定及び改正に関すること
 - (7) その他、第5条に掲げる委員から提案された事項に関すること
- 2 総会が成立しないとき、総会を成立させる出席人員に達しなかったとき、総会を招集する時間がないと認めるとき、その議決すべき事案に関して役員会の議決をもって処分することができる。
- 3 前項の処置については、会長は、次の運営委員会においてこれを報告し、直近の総会で、承認を求めなければならない。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数及び出席者数(委任状を提出した委員も含む。)
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会の構成)

第16条 運営委員会は、委員等をもって構成する。

- 2 運営委員会の議長は、会長とする。
- 3 運営委員会には、委員等以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第17条 運営委員会は、会長が必要と認めた時に招集する。

(運営委員会の決議事項)

第18条 運営委員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会及び役員会に付議すべき事項
- (2) 部会の設置及び廃止に関する事項
- (3) 高砂コミュニティセンターの管理運営に関すること

- (4) 各部会間及び各種団体間の連絡調整
- (5) 本会の委員の入会又は退会の承認に関する事
- (6) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (7) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (8) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という）に関する事項
- (9) その他、(役員会・部会・委員) から提案された事項

(運営委員会の議事録)

第19条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員等の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員等も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(役員会の構成)

第20条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

- 2 役員会の議長は、協議会の会長とする。
- 3 役員会には、役員以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第21条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の決議事項)

第22条 役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会及び運営委員会に付議する事項
- (2) 総会及び運営委員会において決議された事項のうち、協議会全体に係るものの執行に関する事項
- (3) その他総会及び運営委員会の決議を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 高砂コミュニティセンターの管理運営に関する規程等の制定及び改正に関する事
- (5) 部会委員の推薦等の承認に関する事

(部会の構成)

第23条 委員の他、茅ヶ崎南地区に在住、在勤、在学の者とし、部会長が承認し、役員会に報告した部会員で構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置くものとする。
- 3 副部会長は部会員の中から互選により選出する。
- 4 部会の議長は、部会長とする。

(部会長及び副部会長の職務)

第 24 条 部会長及び副部会長は次の職務を行う。

- (1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会の招集)

第 25 条 部会は、部会長が必要と認めたとときに招集する。

(部会の協議事項)

第 26 条 部会は、所掌する事項について調査・審議し役員会及び運営委員会に報告する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(事務局の構成)

第 27 条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には協議会より役員会が推薦し、総会で承認を得た事務局長・書記・会計を置く。
- 3 事務局には事務局員を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第 28 条 事務局は、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議への出席
- (2) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (3) 会議の資料の作成
- (4) 会議の議事録の作成
- (5) 会計事務に伴う資料の作成
- (6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (7) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ
- (8) 協議会活動に関する広報活動
- (9) その他必要な事項

(事業及び会計年度)

第 29 条 協議会の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

(経費)

第 30 条 協議会の経費は、補助金、委託金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第 31 条 会議で出された意見等のほか、茅ヶ崎南地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第 32 条 その他、協議会の運営及び高砂コミュニティセンターの管理運営について必要な事項は別に定める。

付則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

平成 29 年 9 月 23 日 規約第 7 条 2 項 副会長の増員 2 名から 3 名に改正

平成 30 年 1 月 20 日 部会設置に関する追加規定を設けた。

平成 30 年 3 月 24 日 規約第 14 条に 2・3 項を追加

令和 2 年 5 月 17 日 規約第 7 条 役員 の 定 数 変 更 並 び に 部 会 長 ・ 書 記 新 規 役 員 を 追 加。
部 会 長 ・ 書 記 の 役 員 追 加 に よ る 関 連 条 項 を 追 加 改 定 し た。

令和 2 年 8 月 22 日 高砂コミュニティセンター管理運営委員会の組織組み入れによる廃止に伴い、臨時総会の議決に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会規約第26条第2項の規定により、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 防災部会
- (2) 生活・環境部会
- (3) 福祉部会
- (4) 児童・健康部会
- (5) 地域活性化部会
- (6) コミセン事業部会

(部会の所掌する事項等について)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。必要に応じて、各部会は所掌する事項等の調査・研究を行うことができる。

(1) 防災部会

- ア 地域の災害対策・防災力向上に関すること
- イ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること

(2) 生活・環境部会

- ア 住民が安全快適に生活できるよう地域の生活環境の向上に関すること
- イ ごみ処理、交通安全、防犯等、生活環境に関すること
- ウ その他、協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること

(3) 福祉部会

- ア 誰もが安心して暮らせる地域社会を創出すること
- イ 地域福祉の推進に関すること
- ウ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること

(4) 児童・健康部会

- ア 子どもの安全に関すること
- イ 子どもの健全な育成に関すること
- ウ 地域住民の健康に関すること
- エ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること

(5) 地域活性化部会

- ア 住みやすい地域となるよう、行政・事業主体・住民との絆を強化すること
- イ 地域の活性化を促進する各種事業の企画、運営に携わること

- ウ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関する事
- (6) コミセン事業部会
 - ア 高砂コミュニティセンターで行う各種事業の企画、計画及び実施に関する事
 - イ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関する事

附 則

この規程は、平成30年1月20日から施行する。(施行開始)

この規程は、平成30年3月24日から施行する。(防災安全部会の分割)

この規程は、平成31年3月23日から施行する。(地域活性化部会の新設)

この規程は、令和元年7月20日から施行する。(児童・健康部会の分割・新設)

この規程は、一部改正し、令和3年4月1日から施行する。(コミセン事業部会の新設)

令和3年度 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会委員名簿

令和3年4月24日

分野	No	団体名	役職	氏名
茅ヶ崎南地区内に所在地を有する自治会長	1	若松町幸自治会	会長	倉金 榮
	2	共恵中央自治会	監事	佐藤 勝栄
	3	共恵東自治会	副会長	黒田 芳之
	4	共恵海岸通り自治会	副会長	篠原 徳守
	5	幸町自治会	部会長	土岐田 紘之
	6	中海岸自治会	事務局長	神藤 順教
地域福祉全般に関する地域団体の代表	7	茅ヶ崎南地区社会福祉協議会	部会長	西澤 充
	8	茅ヶ崎南地区民生委員児童委員協議会		坂部 美智子
	9	地域包括支援センター・福祉相談室 つむぎ		塩崎 芳浩
	10	地区ボランティアセンター		吉川 睦
	11	福寿会（中海岸）		佐竹 伸也
健康・スポーツ、文化・生涯学習に関する地域団体の代表	12	茅ヶ崎南地区体育振興会		黒沢 久美恵
青少年育成等に関する地域団体の代表	13	茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会		日下 英彦
	14	茅ヶ崎小学校区ふれあいプラザ運営委員会	会計	峯尾 泰弘
	15	中海岸子供会		中村 知子
	16	きかんしゃクラブ		上田 美幸
	17	マミーレインボーきっず		未定
安全・防犯、防災、生活環境に関する地域団体の代表	18	防災リーダー協議会		百瀬 あや子
地域振興分野に関する団体の代表	19	南駅前商店会		岩澤 裕
	20	南本通り商店会		未定
協議会が推薦する者	21	幸町自治会	部会長	小澤 幸夫
	22	幸町自治会	部会長	二木 健夫
	23	中海岸自治会	監事	川添 忠茂
	24	共恵中央自治会	部会長	内田 伸一郎
	25	共恵中央自治会		小林 健二
	26	若松町幸自治会		倉金 彌光
	27	共恵東自治会	書記	古泉 清
公募により選出された者				未定

前年度の活動報告書及び収支決算書

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 令和3年度事業報告（案）

新型コロナウイルス（COVID-19）は令和3年度も衰えることなく、感染者の拡大や医療施設の逼迫から、まちぢから協議会の活動にも多大な影響を与え、感染防止の観点により計画していた事業の多くを中止せざるを得なくなりました。感染拡大防止対策を徹底し、最低限の取り組みとなりましたが、懸案であった児童の登下校時の安全見守りの旗振りが、実現できたことは画期的なことでした。

1. 各種会議

1) 総会、運営委員会、役員会

(SDGs 3すべての人に健康と福祉を、4質の高い教育をみんなに、11住み続けられるまちづくりを、12つくる責任つかう責任、14海の豊かさを守ろう、17.17官民、市民社会のパートナーシップを推進する)

開催日	会議名	概要
令和3年 4月11日	役員会	定期総会の開催を書面表決とする 定期総会議事の検討 SDGs勉強会開催
4月	定期総会 (書面表決)	令和2年度事業計画・収支予算報告 令和3年度事業計画・収支予算(案) 令和3年度役員人事
5月19日	役員会	令和3年度運営委員・部会委員選任 高砂コミセン役員手当改定及び規約改定 市民のつどい開催について 旗振りボランティア募集について 他
5月22日	運営委員会	SDGs勉強会実施 講師：川延昌弘氏 定期総会報告及び各団体・部会からの報告 他
6月16日	役員会	コミセン事業部長の辞任及び後任について SDGsの取り組みについて
19日	コミセン定期総会	令和2年度コミセン事業計画・収支予算報告
19日	運営委員会	同上及び各団体からの報告・部会報告 他
7月21日	役員会	市民のつどい開催について コミセン10周年記念イベント延期について

開催日	会議名	防災訓練実施計画と予算について 他 概 要
7月24日	運営委員会	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会報告・各部会報告・海岸清掃について
8月18日	役員会	コロナ禍により中止
21日	運営委員会	コロナ禍により中止
9月15日	役員会	情報交換・部会報告
18日	運営委員会	コロナ禍により中止
10月20日	役員会	ゴミ有料化説明会及び防犯カメラ設置について 高砂コミセン10周年記念式典について 「自転車とまれ」ステッカー貼付について 新春凧揚げ大会開催について
10月23日	運営委員会	ごみ有料化説明－市役所環境資源センターより 高砂コミセン10周年記念式典について
11月17日	役員会	環境事業センターからの依頼事項 令和3年度賀詞交歓会開催中止について 令和3年「梅祭り」開催中止について フリーディスカッション 今後の進め方について
11月20日	運営委員会	賀詞交歓会開催について 木下大サーカス招待状配布について コミセン利用解禁について 他
12月15日	役員会	令和3年度公募委員募集及び選考について フリーディスカッション まちぢから協議会の課題
12月18日	運営委員会	同上 木下大サーカス招待券配布
令和4年 1月19日	役員会	令和4年度のまちぢから協議会のあり方・運営 について意見交換 定時総会の準備について 公募委員募集について
22日	運営委員会	コロナ禍により中止

2月16日	役員会	令和4年度定期総会議事検討 令和4年運営委員・部会委員について
19日	運営委員会	コロナ禍により中止
3月16日	役員会	令和3年定期総会開催形態及び日程について 令和3年度役員選任について 令和3年度公募委員公募状況について
3月19日	運営委員会	コロナ禍により中止

2) 部会

部会名	開催日	概要
防災部会 SDGs 11, 17.17	毎月第2土曜日 但し緊急事態宣言 発令中4,8,9,10,2, 3月は休会	避難所運営マニュアルの検討、作成 社会の持続的発展に寄与する防災活動の研究、 防災リーダー協議会との連携について 防災訓練の実施内容策定、等
生活環境部会 12 17.17	毎月第3土曜日	駅周辺のゴミ不適切排出への対応 ゴミ有料化に向けての市の説明会実施サポート ゴミ有料化に向けての監視カメラ設置増設 → 市との協働による管理へ 中海岸における大量不法投棄ゴミへの対応確認
福祉部会 3、11、17.17	4月8日 5月11日 6月4日 7月6日・29日	令和3年度活動について コロナ禍の高齢者居場所づくり 災害時の障害者・高齢者の対応について 防災部会との交流 → 延期 高齢者ワクチン接種アンケート → 見直し
児童健康部会 3、4、11、17.17	7月7日 10月10日 12月1日 12月3日 3月22日	旗振りボランティア顔合わせ会 東海岸北1,2,3丁目自治会協力依頼 ボランティア募集チラシ全戸配布 ボランティア意見交換 東海岸北1,2,3丁目自治会旗振り講習会 参加者27名
地域活性化部会 14、17.17	7月2日 29日 8月28日 10月15日 10月24日	市民集会のあり方検討 他 市民集会について・地域活性化部会について 他 第8回新春凧揚げ大会準備会 コロナ禍での実施の是非 第8回新春凧揚げ大会実行委員会 運営方法 他 第2回実行委員会 企画決定 凧揚げ日決定

	11月19日 12月17日 23日 2月16日	第3回実行委員会 最終確認 第4回実行委員会 参加者確認他 地域活性化部会にて実施計画最終確認 凧揚げ大会結果報告・第9回大会に向けて
コミセン事業部会 3, 4, 11, 17.17	5月13日 6月10日 10月14日 11月11日 12月9日 1月13日 2月10日 3月10日	コミセン事業部の運営について 役員手当・事務主任補佐任命・利用者懇談会開催 コミセン事業部長の退任と後任決定 事務局員時給改定について コミセン10周年式典について コミセン利用解禁・喫食コーナー設置 他 防災訓練実施計画・花壇整備・凧配布について 10周年記念イベントについて・カラオケセット契約変更について 備品購入計画について 事務局員採用について 長期間利用なし団体の登録解除について 備品購入について コミセン事業担当責任者の人選について 採用者の研修について 他
自治会長会 17.17 11.15	毎月第2木曜日 緊急事態宣言発令 中の8, 9月休会	情報交換・課題共有化・まちぢからへの提言・参加団体との連携について等

2 各種会議を除く事業

新型コロナの感染拡大から、行政との共催や行政の参加を求める活動は中止となり、併せ自主企画事業も感染拡大予防から中止せざるを得なかった。

事業名	日付	区分		SDGs との関連
清掃	5月2日 10月23日	供催	中止 実施	17.17 パートナリツプで 目標を達成しよう 
夏休み子ども映画会	7月27日	主催	中止	4.a 質の高い教育を みんなに 
市民のつどい	9月4日	主催	中止	17.17 パートナリツプで 目標を達成しよう 

地区体育祭	9月29日	主催	中止	3 すべての人に健康と福祉を	
地区防災訓練	10月10日	主催	中止	11.15 住み続けられるまちづくりを	
第8回新春凧揚げ大会	1月2,3日	主催	実施	下記に記載	
賀詞交歓会	1月17日	主催	中止	17.17 パートナシップで目標を達成しよう	
梅祭り	2月11日	共催	中止	17.17 パートナシップで目標を達成しよう	

(みんなでみまもり隊 旗振りの取組)

概要 茅ヶ崎小学校登下校時の安全旗振り活動
正門・南門・西門にて実施
4月より東海岸北1,2,3丁目自治会参加により、たまや前・藤山印刷前展開

実施日 登下校日

参加者 延べ 1380人参加

(第8回新春凧揚げ大会)

概要 活動自粛が求められる中、実行委員会にて検討の結果3密を避け観客を集めず関係者のみで凧揚げを行う。手持ちの凧を観客児童に配布。実施状況を撮影し、配信を行った

実施日 令和4年1月2日(日)、3日(月)

場所 サザンビーチ

参加者 連日45名程度(関係者)観客100名強

結果 多くの事業中止の中で、コロナ禍版として施行。正月の凧揚げを実施できたことに参加者から好評

(凧揚げ用凧の配布)

概要 新春凧揚げ大会時の児童向け凧の配布は蜜集が予想されることから実施しないこととし、事前にPRを兼ね茅ヶ崎小学校の児童にコミセンより配布を行った。

実施日 令和3年12月

結果 100人弱、108個配布

(コミセン屋上にての海辺の草花の植栽活動について)

概要 屋上の花壇の整備とともに、海辺の草花の苗を養殖する。
水・肥料、土地掘り起こし等、日常フォロー活動を実施

区分 NPO 法人ゆい との共催

実施日 令和2年8月より随時

(公募委員の募集)

公募期間 令和4年2月15日(火)～3月15日(火)

周知方法 市広報掲載、広報誌「青松」掲載及び地区内自治会の回覧にて

応募者 1名 採用 (大嶽恵美氏)

(広報活動について)

概要 高砂コミュニティセンター10周年記念誌の発行
茅ヶ崎南地区まちぢから協議会広報「青松」の発行 6月、12月、4月
まちぢから協議会ホームページのリニューアルの検討・実施

令和3年度 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会収支決算（案）

収入の部

（単位：円）

項目	予算額	決算額	内 訳
前年度繰越金	235,895	235,895	
茅ヶ崎市：運営補助金	250,000	250,000	運営費等助成金
茅ヶ崎市：防災訓練補助金	70,000	70,000	地区防災訓練補助金
自治会分担金	808,100	979,500	6自治会より
雑収入	0	19,600	懇親会等参加費残金
合 計	1,363,995	1,554,995	

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳
【本部】	1,363,995	1,034,977	
会議費	40,000	33,035	定例会等に関する費用、会合補助等
研修費・旅費	20,000	31,000	SDGs研修会、書籍代
印刷製本費	20,000	0	
消耗品費	50,000	7,977	事務消耗品代
備品購入費	200,000	0	
通信運搬費	10,000	0	
負担金	10,000	10,000	まちぢから協議会連絡会負担金
手数料	10,000	3,080	振込手数料
団体分担金	636,650	751,500	地区社協、体育振興会、茅ヶ崎小学校区推進協他
事業費			
広報紙発行	70,000	45,233	青松発行ラスクル代
部会費	270,000	153,152	部会活動費、購入用品代
予備費	27,345	0	
【部会】			部会活動費は、本部費で計上
小計	1,363,995	1,034,977	
特定事業費			
小計			
繰越金	0	450,018	
市への返還金	0	70,000	地区防災訓練補助金
合 計	1,363,995	1,554,995	

当該年度の活動計画書及び収支予算書

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 令和4年度事業計画（案）

1 事業計画方針

規約第3条に掲げる目的を達成するため、次の方針のもと運営委員会・役員会・部会及び事業を実施する。

1) 課題形成

各団体や住民が抱えている課題や取り組みなど、地域に関する様々な情報の把握・共有を行い、各分野・各部会と共に抱える課題を整理し、調査・研究を行い、課題解決までの方法等について検討を行う。

2) 課題解決

日頃から課題把握及び整理を行い、運営委員会での協議の中で、必要に応じ部会等に課題解決に適した活動を行うとともに、各団体や地域住民及び行政と協働しながら課題解決にも取り組む。

例えば茅ヶ崎南地区の住環境は、大規模開発における緑の喪失や小規模敷地による環境劣化を招き、持続可能な生活環境を守るために、官民・市民社会といかなる活動が求められるかが喫緊の課題となっている。(生活環境部会)

3) 広報活動

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会の活動を周知するとともに、多くの地域住民が協議会活動に参加できるよう、広報紙「青松」やホームページ等様々な広報媒体を用いて広報活動を行う。見易く、解りやすく に努める。

4) 人材発掘

各種事業、部会等の活動を通じて、地域住民に対し広く呼びかけを行い、多くの地域住民や活動団体が気軽に参加できるよう努めるとともに、地域内の潜在的な人材を発掘する。

5) 勉強会開催

上記1) から4) を通じて、茅ヶ崎南地域が安全で安心、かつ「住み続けたいまち」であり続けるために、識者・先進的取組から学び、形成される各課題を「自分ごと」として捉え、これを基にそれぞれの加盟団体内での取り組みへ展開する糸口を探る。

事業計画は、SDGs と関連付け、普遍的な取り組みを模索する。

2 会議開催

新型コロナ感染禍での経験・学習から、新しい日常を見据え、本来の事業目的を達成する手法を模索していく。残念ながら感染状況によっては中止若しくは延期も含め、的確に判断する。

1) 運営委員会・役員会の予定

会議名	期日	場所
運営委員会	通年必要の都度	高砂コミュニティセンター
役員会	通年	高砂コミュニティセンター

※原則として、運営委員会は第3土曜日、役員会は第3水曜日に会議を開催する。

2) 各部会他の予定

会議名	期日	場所
防災部会	通年	高砂コミュニティセンター等
生活環境部会	通年	高砂コミュニティセンター等
福祉部会	通年	高砂コミュニティセンター等
児童・健康部会	通年	高砂コミュニティセンター等
地域活性化部会	通年	高砂コミュニティセンター等
コミセン部会	通年	高砂コミュニティセンター
自治会長会	通年	高砂コミュニティセンター

※構成する委員の都合等に応じてスケジュール調整を行い、開催日時を決定する。

3 事業等の計画

事業名	日付	区分	開催場所	SDGs との関連
海岸清掃	6月	共催	茅ヶ崎海岸	17.17 パートナシップで目標を達成しよう
市民のつどい	9月3日	主催	高砂コミセン	17.17 パートナシップで目標を達成しよう

事業名	日付	区分	開催場所	SDG s との関連
地域体育祭	10月	主催	茅ヶ崎小学校	3 すべての人に健康と福祉を 
防災訓練	10月	主催	茅ヶ崎小学校	11 住み続けられるまちづくりを 
新春凧揚げ大会	1月2,3日	主催	サザンビーチ茅ヶ崎	14 海の豊かさを守ろう 
賀詞交歓会	1月16日	主催	高砂コミセン	17.17 パートナシップで目標を達成しよう 
梅まつり	2月11日	共催	高砂緑地	17.17 パートナシップで目標を達成しよう 

4. 補足会議

まちぢから協議会運営委員会・役員会及び高砂コミセン事業部会が、スムーズに運営できるように下記の会議を設置します。

尚、この会議は規約に含まずに運営します。

- 1) 事務局会議 随時 メンバー：事務局（事務局長・会計・書記・事務局員）
- 2) 三役会議 随時 メンバー：会長・副会長・事務局長

令和4年度 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会収支予算（案）

収入の部

（単位：円）

項目	前年度決算額	予算額	内 訳
前年度繰越金	235,895	235,895	
茅ヶ崎市：運営補助金等	250,000	250,000	運営費等助成金
茅ヶ崎市：防災訓練補助金	70,000	105,000	地区防災訓練補助金
自治会分担金	979,500	979,500	6自治会より
雑収入	19,600	0	預金利息等
合 計	1,554,995	1,570,395	

支出の部

項目	前年度決算額	予算額	内 訳
【本部】	1,034,977	1,570,395	
会議費	33,035	40,000	定例会等に関する費用、会合補助等
研修費・旅費	31,000	20,000	研修会会費、旅費
印刷製本費	0	20,000	コピー、印刷費等
消耗品費	7,977	50,000	事務用品、用紙
備品購入費	0	200,000	
通信運搬費	0	10,000	
負担金	10,000	10,000	まちぢから協議会連絡会負担金
手数料	3,080	10,000	
事業費			
広報紙発行	45,233	70,000	広報紙発行経費
部会費	153,152	305,000	部会活動費
団体分担金	751,500	751,500	地区社協、体育振興会、茅ヶ崎小学校区推進協他
予備費	0	83,895	
【部会】			
小計	1,034,977	1,570,395	
特定事業費			
小計			
繰越金	450,018	0	
市への返還金	70,000	0	
合 計	1,554,995	1,570,395	

青松



発行責任者：倉金 榮
茅ヶ崎南地区まちぢから協議会
〒253-0055 茅ヶ崎市中海岸1-2-42
TEL 0467-57-0891

会長 あいさつ

新型コロナの影響により、総会が書面表決となりましたが、委員の皆さまからご賛同をいただき無事新年度を迎えることができました。

今年度は昨年度の経験を活かし、どのようにしたら感染防止対策をした中での事業展開ができるかを検討してまいります。さらには地域の課題などを解決するための方策として、SDGsについて勉強をし、地域の課題を掘り起こしていくことといたしました。

また高砂コミュニティセンターは今年で設立10年を迎えます。これに伴い記念誌の作成や記念事業などを企画しておりますが、新型コロナの感染状況を考慮しながら検討・実施していきたいと考えております。

いろいろと工夫をしながらさまざまな事業を進めてまいりますので、今後とも皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。



会長 倉金 榮

茅ヶ崎小学校区の登下校時旗振り継続中！

～児童・健康部会

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会ボランティアによる下校時の旗振りが今年4月から3か所で始まり、登校時も茅小PTAと「みんなでみまもり隊」ボランティアで学校周辺の5か所で実施され児童の安全を守っています。

そしてこれからはもっと多くの地域の方々に参加いただき、子どもたちと地域の絆（きずな）を作りましょう。休みのボランティアを代行するサポーター（不定期）も大歓迎です。



子どもたちから元気ももらえますよ！

地域の皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

みんなで
みまもり隊
旗振りボラ
ンティア
大募集！



○実施概要

- ・実施時間：○登校＝7：50～8：30
○下校＝14：25～15：05
- ・参加方法：①希望の曜日と登校または下校を決める
(原則として毎週1回)
②休みのボランティアを代行する

※詳細・お申込み：高砂コミュニティセンターにある

「ボランティア募集チラシ」をご覧ください

※問合せ先：① TEL 090-5796-7614 クサカ

② chigasakiminamichiku@gmail.com

「青松（せいしょう）」の由来について

茅ヶ崎は東は三浦半島、西は箱根に続く伊豆連邦を一望できる、相模湾のほぼ中央に位置しております。

この広い青海原から寄せる海風は大きな砂丘地帯を作りあげました。明治時代以降ここに砂防、風防の為、松の木を植樹し成長したことから、この地一体に素晴らしい湘南特有の風貌を呈するに至りました。そこでコミセンたよりのタイトル名を「青松（せいしょう）」と名付けました。

～平成24年（2012年）11月1日発行の青松2号より

高砂コミセンからお知らせ①

茅ヶ崎市の指導により、令和3年度からコミセンの運営をまちぢから協議会が担い、より地域のニーズを踏まえ、地域に根ざしたコミセンとすることとなりました。

これを受けて高砂コミセンが地域の皆さまの「集いの場、学びの場、そして発信の場」となるよう努めてまいります。

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 定期総会の結果報告

定期総会は、感染防止から昨年に続き書面表決にて実施しました。結果としては運営委員全員から、全議案について賛成をいただき可決されました。内容をご確認されたい方はまちぢから事務局へ申し付け下さい。

～ 運営委員一覧 ～

役職	氏名	役職	氏名
会長	倉金 榮		吉川 睦
副会長	篠原 徳守		佐竹 伸也
副会長	黒田 芳之		黒沢 久美恵
事務局長	神藤 順教		中村 知子
会計	峯尾 泰弘		上田 美幸
書記	古泉 清		百瀬 あや子
部会長	土岐田 紘之		岩澤 裕
部会長	二木 健夫		小林 健二
部会長	西澤 充		倉金 彌光
部会長	日下 英彦		
部会長	小澤 幸夫		
部会長	内田 伸一郎		
監事	佐藤 勝栄		
監事	川添 忠茂		
	坂部 美智子		
	塩崎 芳浩		

～ 部会一覧 ～

防災
生活環境
福祉
児童・健康
地域活性化
コミセン事業

～ 総会議案 ～

- 第1号議案
→令和2年度 まちぢから協議会事業報告
- 第2号議案
→令和2年度 まちぢから協議会収支決算
- 第3号議案
→令和3年度 まちぢから協議会監査報告
- 第4号議案
→令和3年度 まちぢから協議会事業計画（案）
- 第5号議案
→令和3年度 まちぢから協議会収支予算（案）
- 第6号議案
→令和3年度 高砂コミュニティセンター事業計画（案）
- 第7号議案
→令和3年度 高砂コミュニティセンター収支予算（案）
- 第8号議案
→令和3年度 まちぢから協議会役員を選任（案）

高砂コミセンからお知らせ②

高砂コミュニティセンターがこの地に設立されて10年となります。今までの10年を振り返り、これからの10年に向けて、ご利用者や地域の皆様と一緒に「愛されるコミセン」を模索してまいります。その内容を10年誌にまとめます。

コロナ禍ではありますが、創設にご努力いただいた方々との記念式典、ご利用者による成果発表の記念イベントを計画しております。

編集

後記 昨年3月クルーズ船での新型ウィルス発症から、私たちの活動は一変しました。「移らぬ用心、移さぬ配慮」からマスク・手洗い・三密回避となり、自粛生活を強いられました。

この間約2年間の私たちの事業計画は軒並み中止となり地域の皆様との交流が断たれてしまいました。ようやくワクチン接種が進み集団免疫確保への期待が高まっています。それまで安全を守りながらできる方法を模索して地域の絆を取り戻す努力を進めます。

事務局長 神藤 順教

～ SDGS ～

SDGs（持続可能な開発目標）について連日報道されています。国連主導で2030年までに、世界の誰一人取り残されることなく貧困・教育・平和・自然が保たれるよう国や自治体、企業や学校さらには各団体が取り組んでいます。

協議会も事業計画とSDGsの目標を整理し、自分ごととして毎日の暮らしを変えようと勉強会を開催しました。

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 公募委員募集のお知らせ

まちぢから協議会では当協議会メンバーとして、地域課題などについて一緒に考えていただく委員を募集しています。

定例会などへの出席とより良い街づくりに関する企画・発案・実行や協議会活動への参加が主な活動となります。

青松

発行責任者：倉金 榮

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会

〒253-0055 茅ヶ崎市中海岸1-2-42

TEL 0467-57-0891

高砂コミセン10周年を迎えました

11月1日月曜日、高砂コミュニティセンター設立10周年記念式典の開催と記念誌を発行しました。

コロナ禍で開催が危ぶまれましたが、万全な感染防止対策を施しての運営を行いました。

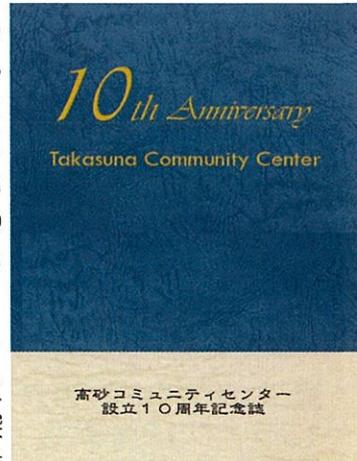
ご来賓として茅ヶ崎市長佐藤光様はじめ市役所幹部職員の皆様、市内11施設の各コミセン館長様、及び隣接する中海岸保育園園長様をお迎えしました。式典は、高砂コミュニティセンター倉金榮会長の挨拶で始まり、初代会長吉川睦様の開館時の苦労話、ご祝辞を茅ヶ崎市長佐藤光様、及び今年度地域集会施設連絡会会長の鶴嶺西コミセン委員長貴島義夫様から頂戴し、日頃のコミセンの美化や清掃の努力にお褒めの言葉を頂きました。



地域に一つ、住民の憩いの場・文化交流の場を提供するという茅ヶ崎市の方針によりここ「高砂」に市内10番目の施設が誕生しました。広いオープンスペースと、眺望の優れた施設は10年後の今も古さを感じさせません。

記念誌作成に当たり、茅ヶ崎駅南口から海岸までの私たちが住む街や道路の変化を探ろうと、市役所や市立図書館、古くから事業を営まれる商店様、住民の方々を訪問し、お持ちの大切な写真をお借りできました。そして記念誌は読み物としても面白いもののできたと自讃しております。高砂コミセンに常備しておりますので、ご興味のお有りの方は、事務室にお声を掛けて下さい。

設立10周年はご利用者の皆様と一緒に祝い合う計画でしたが、新型コロナウイルス蔓延から、最少人数での式典となりました。設立10周年事業の締め括りとして、3月19日土曜日、会館ご利用者の皆様にも楽しんでいただけるイベントを開催する予定しております。ご期待下さい。



木下大サーカス入場券プレゼント

あの世界を感動させた木下大サーカスがさらに進化して鎌倉にて公演されます。木下大サーカスより今年度も無料招待券を頂きました。ご希望の方は、皆様が所在する自治会に申し出ください。枚数の許す限り差し上げます。

開催期間：2021年12月19日～2022年3月13日

招待券の使える日は「券」をご確認下さい

昔の
ちがさき

本年4月1日に開館10周年を迎えた当コミセンは設立10周年記念誌を発行し、「茅ヶ崎南口の古今」のテーマで南口の今昔について掲載しました。

この「青松」でも南口の古今について掲載し、地域の方が茅ヶ崎より興味を持っていただければと考えております。



所蔵 和田治彦様 提供 茅ヶ崎市

明治31年茅ヶ崎駅ができ、大正12年には駅南口が開設されました。写真は、大正時代末の南口駅前です。

コミセン利用人数について

12月1日より各部屋とフリースペースご利用の人数制限が変わりました。

新型コロナウイルスの感染拡大により、ご利用人数の制限を設けておりますが、新規感染者の減少により、一時的に制限を緩めることとなりました。

再び感染が広がった場合は、再度検討をいたしますのでご了解ください。

ホール1及び2 現状各20名→各30名
(ホール1・2で利用時40名→60名)

会議室1 現状 10名→15名

会議室3 現状 8名→10名

和室 現状 4名→8名

調理室 現状 0名→8名

フリースペース 現状 28席→39席

ゴミ有料化が始まります

2022年4月1日から「ごみ有料化」が始まります。市役所の広報や各自治会開催の説明会でご存知とは思いますが、正しいゴミの出し方や後片付けは、地域の悩み事でもあります。

市の焼却施設や最終処分場の維持管理に多額の税金が使われており、ごみの減量は大切な取組です。そのまま捨てれば「ごみ」、ひと手間かけて洗って分別すれば「資源」となります。そこで燃やせるごみ・燃やせないごみの有料化が始まります。これから配布されます説明パンフレットを良くお読み頂き、正しい排出に心がけて下さい。

とはいえ、茅ヶ崎海岸から南口駅を範囲とする南地

区では、観光の帰り、通勤の途中、酔った勢いで、地域外の方による投げ捨てが多発しており、心配の種はつきません。有料化により、こうした誤ったごみ出しを収集しては不公平ともなることから、市役所としては啓発シールを貼り収集はできない、と説明されています。茅ヶ崎の顔である茅ヶ崎駅南口の衛生・美化の面から、そのまま放置してはおけません。市の不法投棄防止対策として監視の目を拡げるため、防犯カメラの設置も検討されています。

収集場所を提供頂く方には、今でも後片付けや騒音でご迷惑をおかけしています。この機に無料収集ごみや資源ごみ扱いの拡大もなされます。新たな排出ルールや袋の購入先など、地元の自治会役員や環境指導員にご相談下さい。

凧揚げ大会と凧配布のお知らせ

第8回新春凧揚げ大会を令和4年1月2日、3日午前10時より12時まで、サザンビーチ茅ヶ崎海岸にて行います。第7回はコロナ感染予防のため、連凧を3本上げたのと飾り凧の動画をYouTubeにて配信を行いました。第8回は2日間、連凧を5本をあげ、アドバルーンと花火の打ち上げのみを行います。

通年行われている凧の展示、子供凧の配布、飲食の提供などは行いませんが、子供凧の配布は、高砂コミュニティセンターの事務室で先着150枚を配布いたします。

避難所運営ゲーム練習会開催

茅ヶ崎南地区防災リーダー協議会が主催で10月24日（日）に避難所で生じるであろう諸問題を考えるために市役所防災対策課の研修受講者を中心に防災リーダー15名が参加して、避難所運営の模擬体験ゲーム（HUG）を実施いたしました。

自力開催は初めてで不十分な点もありましたが、避難所運営を学べたことは意義のあることでした。次回は南地区の避難所である茅ヶ崎小学校の実情に合わせたHUGを実施したいと考えております。

11月11日、オリジナル『自転車止まれ』ステッカー大作戦！大成功！！

茅ヶ崎市では人身交通事故の中で自転車が関係する事故の割合が高く、自転車の安全な利用の取り組みが求められています。

今回はその取り組みの一環として茅ヶ崎小学校の4年生が自らデザインしたステッカーを、自分たちが気づいた危険な交差点40か所の地面に設置（貼付）いたしました。

当日は雲一つない秋晴れのもと132名の児童による楽しい共同作業と応援者66名（保護者、自治会、推進協）の見守りで無事完了！！

皆さんもステッカーを見たら必ず止まってね！

自転車のルールも守りましょう！

茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会 日下英彦



編集 後記

ようやく新型コロナウイルスの感染者数が収まりつつあり、マスク着用や3密回避ではありながら日常生活を徐々に取り戻してきました。

しかし100年に一度という世界的なパンデミックは、未だ解明されないことだらけで私たちの生活に大きな変化をもたらしました。オンライン会議、オンライン授業、オンライン飲み会と非接触の生活。茅ヶ崎市の人口は、リモートワークで住みやすさや美しい海を求めた東京や神奈川県からの移住で増加したそうです。こんな状況でも変わってほしくないことは、地域の温もりとちょっとした助け合い。どうかこの2年の「引きこもり」が次への飛躍の準備となる腰かがめでありますよう。

事務局長 神藤 順教

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 公募委員募集のお知らせ

まちぢから協議会では当協議会メンバーとして、地域課題などについて一緒に考えていただく委員を募集しています。

定例会などへの出席とより良い街づくりに関する企画・発案・実行や協議会活動への参加が主な活動となります。

2022年1月2日・3日

10:00～12:00

サザンビーチ

第八回 新春凧揚げ大会

きれいな海 豊かな海

つなげよう 次世代を担う子ども達へ

毎年皆様楽しんでいただいております新春凧揚げ大会ですが、残念ながら今年度は、コロナ感染防止から密集を避けるため、連凧5本の掲揚のみを行い、飾凧の展示は行いません。子どもへの当日の凧の配布、甘酒・焼き餅の振る舞い、模擬店の出店はありません。

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会
新春凧揚げ大会実行委員会